

2023年10月2日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命 野村証券を通じ、 『ニッセイ・ウェルス 投資型年金〈米ドル建〉』を販売開始

ニッセイ・ウェルス 投資型年金 〈米ドル建〉 指定通貨建変額個人年金保険

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「ニッセイ・ウェルス生命」）は、野村証券株式会社（代表取締役社長：奥田 健太郎）を通じ、2023年10月2日より『ニッセイ・ウェルス 投資型年金〈米ドル建〉』*1の販売を開始いたしました。

『ニッセイ・ウェルス 投資型年金〈米ドル建〉』は、一時払保険料を特別勘定で運用し、お客様の「ふやしたい」「まもりたい」という2つのニーズにお応えする変額年金保険です。人生100年時代を見据えた資産形成へご活用いただけます。

ふ や す し く み

- ▶ 世界最大級の運用資産残高を誇るブリッジウォーター*2のブリッジウォーター・マクロ戦略指数*3のパフォーマンスに高位に連動することをめざします。

ま も る し く み

- ▶ 運用成果にかかわらず、据置期間中の死亡給付金は、米ドル建で一時払保険料相当額が最低保証されます。
- ▶ 据置期間満了時の年金原資は、米ドル建で一時払保険料相当額と同額以上*3をめざします。

*1 正式名称：指定通貨建変額個人年金保険

*2 正式名称：ブリッジウォーター・アソシエイツ・エルピー

*3 特別勘定は投資対象である投資信託を通じてゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付与されるパフォーマンス連動債に実質的に投資を行います。したがって、パフォーマンス連動債の発行体や保証人の債務不履行等が発生した場合、米ドル建で一時払保険料相当額が確保されない場合があります。

商品の詳細は以下のURL、商品の特徴については別紙をご覧ください。

https://www.nw-life.co.jp/product/individual/annuities/toshi_nenkin/

・商品パンフレット

・特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）

ニッセイ・ウェルス生命はこれからも、多様化するお客様のニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供してまいります。

商品の概要

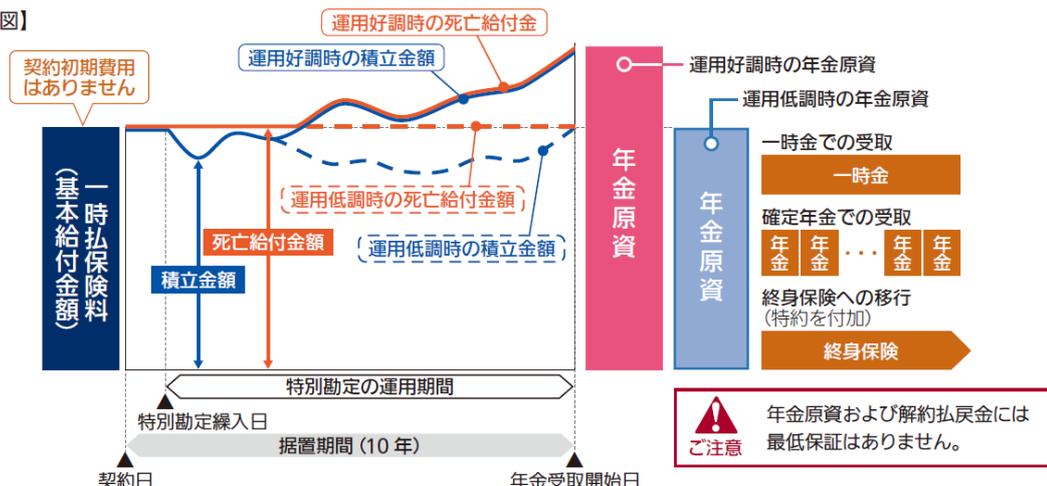
『ニッセイ・ウェルス 投資型年金〈米ドル建〉』

1. 商品の特徴としくみ

特徴

- ブリッジウォーター・マクロ戦略指数のパフォーマンスに連動した運用成果を受取ることをめざします。
- 一時払保険料相当額以上で償還されるゴールドマン・サックス社債に主に投資します。
- 死亡給付金額は、米ドル建で一時払保険料相当額が最低保証されます。

【しくみ図】



※契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。※年金原資は、年金受取開始日前日末の積立金額となります。

※当図はイメージ図であり、将来の死亡給付金額や積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡給付金額や積立金額等は運用実績により変動(増減)します。

2. 主な取扱規程と商品の概要

主な取扱規程

契約年齢	0歳～74歳（契約日における被保険者の満年齢）		
指定通貨	米ドル	保険料払込方法	一時払
取扱金額	最低	30,000米ドル（保険料単位：100米ドル） 円入金時：300万円（保険料単位：1万円） ※保険料円入金特約付加	
	最高	10億円 ※円換算にあたっては、責任開始日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを用います。	
最低年金額	円での受取：1,000米ドル／米ドルでの受取：6,000米ドル		
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> 保険料円入金特約 円支払特約Ⅱ 年金円支払特約 新為替ターゲット特約 終身保険移行特約 年金移行特約 保険契約者代理特約 指定代理請求特約 		

商品の概要

主な保障内容	死亡給付金	被保険者が年金受取開始日前に亡くなられた場合にお支払いします。			
	年金	被保険者が年金受取開始日を迎えられた場合にお支払いします。			
年金種類	確定年金	年金受取期間：5・10・20年			
解約払戻金*	あり*	配当金	なし	告知	なし

*契約日より7年未満の解約の場合には、解約控除があります。

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

3. 費用とリスクについて

【お客さまにご負担いただく費用について】 この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

【ご契約時の費用】 ご契約時にご負担いただく費用はありません。

【保険期間中の費用】

○特別勘定による運用期間中の費用

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費用	ご契約の締結・維持および死亡給付金のお支払い等にかかる費用	積立金額に対して年率 2.00%	左記の年率の1/365を積立金から毎日控除
運用関係費用*1	投資信託の信託報酬等の特別勘定の運用にかかる費用	投資信託の純資産総額に対して年率 0.11% (税込)	左記の年率の1/365を投資信託の信託財産から毎日控除

*1 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等を間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率変動する等の理由から、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。また、記載の信託報酬は、2023年7月現在のものであり、運用会社により将来変更されることがあります。

この保険における特別勘定において利用する投資信託が投資対象とするパフォーマンス連動債において、参照する指数の計算にあたっては戦略控除率（指数値に対し年率0.5%）および複製コスト（参照指数の構成要素に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当する費用です。事前に水準を確認することが困難なため、水準を表示することはできません*2）が控除されます。

*2 【参考】複製コストのシミュレーション結果:年率0.625%~0.650%の範囲(期間:2010年10月29日~2023年5月31日)

○年金受取期間中の費用

年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の**1%**を上限に年金管理費を責任準備金から控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。

【外国通貨のお取扱いに必要な費用】

外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート	保険料を円貨で払い込む場合【保険料円入金特約】	TTM + 50銭
	死亡給付金等を円貨で受取る場合【円支払特約II】/円建終身保険に移行する場合【終身保険移行特約】 円建の年金で受取る場合【年金移行特約】	TTM - 50銭

* TTM（対顧客電信仲値）は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2023年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※年金円支払特約の付加により、年金や一時支払による年金原資を円貨にてお支払いする場合は、為替手数料のご負担はありません。

※保険料を円貨や指定通貨以外の外貨でご用意される際や保険料を指定通貨でお払込みになる際、また、年金等を指定通貨でお受取りになる際やその通貨を円貨に交換してお引き出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

【解約・減額時にご負担いただく費用（解約控除）】

据置期間中に解約・減額される場合には、契約日から最長7年間は、契約日から解約・減額計算基準日*1までの経過年数に応じた解約控除額を積立金から差し引きます。解約控除額は基本給付金額（一時払保険料相当額）*2に解約控除率を乗じた金額となります。解約控除率は経過年数に応じて**6.0%~0.9%**となります。くわしくは「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」をご覧ください。

*1 必要書類をニッセイ・ウェルス生命が受け付けた日の翌日からその日を含めて3営業日目の日

*2 減額の場合は、減額する部分の基本給付金額

【特定のご契約者にご負担いただく費用】

- 年金移行特約による年金への移行後は、移行日の前日の解約払戻金を特約積立金額として、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。また、毎年の年金受取日に年金管理費として特約積立金から年金額の**1%**を上限に控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。
- 終身保険移行特約による終身保険への移行後は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

【投資リスク・為替リスクについて】

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することから、その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動により、年金等の総受取額や年金原資の額が、一時払保険料の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、年金等や年金原資の受取時円換算額が、契約時円換算額を下回ることがあります。

本ニュースリリースは報道機関向けに作成した資料です。したがって、商品のご検討に際しましては、必ず「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をあわせてご覧ください。